

令和元年9月10日

寺迫公園の指定管理者募集に係る質問に対する回答

	質問	回答
1	野球場のライン引きに必要なホワイトラインについて、現在の無償提供をやめ、利用者に販売（受益者負担に）することは可能ですか。	指定管理者には野球場の適正な管理をしていたくことになっているため、利用者が野球場として使用するにあたり必要な最低限度の整備は行わなければなりません。しかし、それ以上の利用促進につながる利用者サービス等は指定管理者の判断によるところです。 なお、ホワイトラインの販売については自主事業として実施して問題はありません。
2	キャッシュレス（電子マネー等）決済導入は可能ですか。	キャッシュレス決済の導入は可能ですが、それに伴う費用負担は指定管理者に負っていただくことになります。